

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

## 奈良国民年金 事案817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年12月まで

私が20歳の時にA区役所から夫婦あての国民年金の加入通知が届き、私だけが国民年金に加入した。A区では、毎月集金に来る50歳代の男性に100円台の保険料を渡し、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>して判を押してもらっていた。昭和44年ごろにB市に転居してからは、3か月か6か月毎に市役所で納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から46年12月までの期間については、申立人は、国民年金に加入する契機及び国民年金保険料の納付状況について具体的に説明しており、保険料の額、納付方法、国民年金手帳の色等も申立期間当時の状況とおおむね一致していることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人が国民年金保険料を納付した時に国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>して判を押したとする方法は、申立期間当時、A区で行われていた収納方法と合致している上、同区では、年金員（区の職員）による保険料の戸別訪問徴収が行われていたことが確認できることから申立内容と符合する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、同年4月以降の保険料を集金により納付することは可能であったと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間については、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は41年6月に夫婦連番で払い出されており、このころ国民年金に加入したものと推認されるが、国民年金保険料を集金により納付することはできない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から46年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月21日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社からB社（現在は、C社）に社名変更した時期である申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。会社は合併及び分社等の再編を繰り返したが、平成6年9月15日に退職するまで同じ場所において同じ業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年6月12日にD社に入社してから平成6年9月15日に退職するまで同じ場所において同じ業務に従事していたとしているところ、オンライン記録によれば、A社において、昭和41年5月21日に資格を喪失後、B社において、同年6月1日に資格を取得し、同年5月の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出されたE社（現在は、C社）の退職金計算明細書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していることが確認できる上、申立期間当時の複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において勤務内容等に変更は無く、継続して当該同僚と同じ場所において同じ業務に従事していたことが認められる。

また、C社関西人事チームから提出された会社組織変遷図によると、B社

は、A社の分社化により設立された1社であり、両社は同一グループ会社であることが確認でき、オンライン記録により、B社は昭和41年6月1日に厚生年金保険新規適用事業所となっている。

さらに、複数の同僚は、申立期間中も厚生年金保険料を給与から控除されていたとしている上、複数の同僚が、申立人と同じ場所で同じ業務に従事していたとする上司2人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社における資格喪失日とB社における資格取得日が同日となっており、欠落期間は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和41年7月から42年1月までを3万6,000円、同年2月から同年4月までを3万9,000円、同年5月を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から42年6月1日まで

私は、昭和35年にA社に就職し、38年10月に同社B営業所に転勤となった。同社B営業所は、その後、C社と社名が変わったが、途切れることなく継続勤務しており、その間の給与明細を所持している。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人がA社B営業所に昭和42年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和42年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社の元社員及び同社B営業所の事務担当者は、「申立期間当時、同社には常時20人以上の従業員がいた。」と証言していることから、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件（従業員5名以上）を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載の保険料控除額から、昭和41年7月から42年1月までを3万6,000円、同年2月から同年4月までを3万9,000円、同年5月を4万5,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立期間において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和42年3月21日に全喪しているため、事業主に確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難い。また、申立期間のうち、42年3月21日から同年6月1日までの期間において、事業主は、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。これらのことから、社会保険事務所は、申立人に係る41年7月から42年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（申立期間のうち、41年7月から42年2月までの保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月20日）及び資格取得日（34年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月20日から34年6月1日まで

私は、昭和33年4月に父親が経営するA社に入社し、その後、B営業所に異動し、34年6月に本社に復帰した。38年4月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和33年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月20日に資格を喪失後、34年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和33年10月ごろにA社B営業所に異動したと主張しているところ、オンライン記録により、同営業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないが、当時同営業所に勤務していた同僚については、本社において、被保険者記録は途切れることなく継続していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ営業職である同僚も、入社時から退職時まで被保険



者記録は途切れることなく継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年10月から34年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年12月24日から31年8月1日まで  
② 昭和38年1月25日から39年2月20日まで  
③ 昭和39年3月17日から42年5月1日まで

申立期間①について、私は、当時定時制高校に通っており、授業料等の関係で、会社を辞めるときは次の会社が決まってからだった。申立期間①についてはA社に継続して勤めていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

申立期間②及び③については、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無く、社会保険事務所（当時）がどこにあるかも知らなかった。また、昭和42年7月20日に脱退手当金が支給されたことになっているが、同年\*月\*日に出産しており、その後も義母の看病のため、B県とC県を往復していたので、脱退手当金を受給できる状態ではなかった。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和30年12月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立期間の4日前である昭和30年12月20日に入社し、被

保険者資格を取得した同僚及び申立期間中である 31 年 3 月 1 日に入社し、同日に被保険者資格を取得した同僚が申立人の名前を記憶しており、30 年 12 月 24 日以後も継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和 30 年 4 月に定時制高校に入学し、同年 4 月 10 日に A 社において、被保険者資格を取得しているところ、同僚の証言により、同年 12 月 24 日以降も定時制高校に通いながら、一貫して工員として部品検査の仕事をしてきたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、勤務形態等に変更無く、A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 30 年 11 月の標準報酬月額から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③の脱退手当金について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間①で申し立てている事業所を含め、過去 4 回の被保険者期間のうち、申立期間②及び③以外の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、請求期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者で受給権を有し、当該事業所が最終事業所又は当該事業所を退職してから 2 年以上勤務をしていない者のうち、脱退手当金を受給している者は 19 名中 4 名と少なく、喪失日から支払日までの期間も 2 か月後から 13 か月後と大きな開きがあることから、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとされる額は法定支給額と 330 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 10 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月

私は、平成 10 年 5 月 29 日に A 町役場において国民年金保険料の免除の申請を行い、同年 4 月から 11 年 3 月まで承認された。

しかし、平成 10 年 8 月 5 日に協同組合に就職したため、国民年金の資格を喪失し、その後、同年 10 月 12 日に同組合を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失したが、再び国民年金の加入手続をしたかどうか覚えていない。その後、同年 11 月 4 日に会社に就職し厚生年金保険に加入した。

平成 10 年 4 月から 11 年 3 月の 1 年間は免除承認されたにもかかわらず、10 年 10 月に協同組合を退職し、同年 11 月に会社に就職するまでの申立期間について、国民年金保険料が免除になっていないのは納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の免除の承認期間については、第 2 号被保険者に種別変更するまでの期間を承認することとなるため、その後、第 1 号被保険者に変更した場合は、改めて免除の申請が必要となるところ、申立人は平成 10 年 10 月に協同組合を退職した後、第 1 号被保険者への種別変更手続をしたかどうかの記憶が明らかではなく、申立期間に係る免除申請を行っていないとしている。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年9月まで

私は、国民年金の案内パンフレットを見て、昭和46年11月ころにA市で国民年金に加入し国民年金保険料の納付を始めた。その後、転居を数回行っているが、その都度きちんと住所の変更手続等を行い保険料の納付を続けていた。

申立期間について未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において、昭和49年12月17日に払い出されていることが確認できる上、申立人は任意加入被保険者であることから、制度上、さかのぼって申立期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は昭和46年11月に、A市において国民年金に加入したと述べているところ、昭和46年度に同市で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、申立人は、A市で国民年金に加入したが年金手帳は交付されていないとしているが、同市での申立期間当時の納付方式は、年金手帳に検認印を押す方式であり、年金手帳を所持せずに国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで  
20 歳の時から就職するまで、母が、学生だった私に代わって国民年金保険料を納付してくれた。母は知人や親類に、「20 歳になったら国民年金に加入すべきである。」と話していたのを覚えている。  
具体的な資料は無いが、きちんと納付しているはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 1 月 5 日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

また、町役場で保管されている被保険者履歴には、昭和 62 年 3 月 10 日に国民年金の被保険者資格を取得したこと、及び申立期間は無資格であることが明記され、20 歳の時に母が加入手続を行ったとする申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、すべてを母に任せていたと述べており、申立人自身はこれに関与しておらず、また、申立人の母に聴取しても具体的な証言は得られず、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年4月まで

私は、平成2年9月に会社を退職した後、しばらく休んでから働こうと考え、その間は、国民年金保険料を納付するものだと思っていた。ハローワークに行った帰りに、社会保険事務所（当時）に行き、国民年金の説明を受けた。その後、国民年金の納付書が送られてきたので、銀行で納付するようになった。7か月後に就職したが、それまでの間国民年金保険料は納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月に会社を退職した後、社会保険事務所にて国民年金の説明を受け、その後、納付書により銀行で納付していたと主張している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年6月24日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、国民年金資格取得日は平成4年10月27日となっており、申立人が所持する国民年金手帳にも「初めて被保険者となった日 平成4年10月27日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であったと考えられ、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A 社には、昭和 44 年 2 月から営業職として 3 か月間ほど在籍しており、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A 社に営業職として入社したとする同僚は、「営業職として入社した者は、試用期間（研修）があり、当該期間は厚生年金保険の加入は無く、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。また、試用期間中の営業成績等によって、正社員として登用される。これらのことは採用された時、A 社から説明を受けた。」と証言しており、営業事務を担当していた同僚も、営業職には数か月程度の試用期間があり、当該期間の成績によって正社員に登用された旨を証言している。

また、営業職だった同僚は、「試用期間中に一定の営業成績を収めたので、正社員となり、厚生年金保険の資格も取得した。」とも証言しており、当該同僚の A 社における厚生年金保険の資格取得日は、自身が入社したとする日よりも後であることが確認できる。

さらに、B 社に、当時の関係資料は保管されておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。



このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 17 日まで

私は、公共職業安定所の紹介で昭和 35 年 5 月 1 日に中途採用者として A 社に入社した。しかし、年金事務所の厚生年金保険の記録は、36 年 7 月 17 日資格取得となっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間において A 社に勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した経緯を具体的に述べていることから、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したところ、「中途採用者には試用期間があり、この間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。その後、勤務状況により正社員となった。」との証言があり、自身の記憶する入社日より後に厚生年金保険の資格を取得している者が複数確認できることから、同社は、従業員を入社と同時に必ず厚生年金保険に加入させていたのではなかったことがうかがえる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間中に A 社における厚生年金保険の記録がある同僚の中にも申立人を記憶している者が見当たらないため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の氏名等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月 1 日から 19 年 3 月 5 日まで  
② 昭和 20 年 8 月 15 日から 22 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の期間調査の結果、A社及びB社における記録が見つかった。

しかし、A社においては昭和 18 年 3 月から、B社においては 20 年 8 月から、それぞれ勤務していたと思うので、再度調査をして記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に廃業しており、当時の人事記録等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立期間前後の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、A社の被保険者名簿に氏名の確認できる同僚に照会したところ、複数の同僚が「当時、私も申立人もC社の社員であり、共に事務の仕事をしていた。申立人を含む 10 人が、昭和 19 年 3 月にC社からA社に出向した。」と述べており、申立期間①において申立人はA社ではなくC社に勤務していたことが推認できる。

なお、申立期間①は厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が適用されていた時期であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者とされていたところ、前述のとおり、申立人はC社において事務職であったことから、労働者年金保険法の適用対象の筋肉労働者ではなかったものと考え

られる。また、C社は昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、同社は労働者年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料（申立期間当時は、労働者年金保険料）を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社は既に廃業しており、当時の人事記録等を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の当初の記憶ではB社に昭和22年5月ごろまで勤務したとしており、B社における厚生年金保険の記録がある同年10月から勤務していた記憶は無く、B社における勤務期間の記憶が定かでない。

加えて、申立人と同日にB社に係る厚生年金保険の資格取得をしている同僚が、「私は申立人と一緒にB社に入社したと思う。」と証言しており、ほかに、申立期間②において、申立人がB社に勤務していたことを推認できる証言は得られない。

なお、C社に勤務していた従業員が、終戦後に申立人と同じ寮にいたと記憶していることから、申立人は申立期間②について、C社に勤務していた可能性も考えられる。

しかし、当該従業員は、申立期間②において、申立人がC社に勤務していたか、または、別の事業所に出向していたか等についての記憶が曖昧であり、ほかに申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用についての証言を得ることもできないことから、申立人のC社及びその他の事業所での勤務実態等を推認することができない。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 664

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 1 日まで

A社に勤めていた期間のうち、厚生年金保険被保険者記録に9か月の欠落がある。その期間についても、退職や休職をすることなく引き続き勤めていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る労働者名簿により、申立人が昭和 61 年 3 月 31 日付けで同社を退職し、62 年 1 月 1 日付けで再雇用されたことが確認できる。

また、同じくA社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和 61 年 4 月 1 日付けで申立人に係る資格喪失の手続がなされたこと、及び同取得確認通知書により 62 年 1 月 1 日付けで再度資格取得の手続がなされたことが確認できる。

さらに、事業主及び申立期間に在籍し申立人を記憶する複数の同僚は、「はっきりとした時期は記憶していないが、申立人はいったん退職したことがあった。」と証言している。

加えて、申立人が提出した資料は、申立期間前後の厚生年金保険の被保険者記録のある期間についての在職を示すものであり、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことを推認できるものではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 26 日から 47 年 2 月 28 日まで  
勤務期間は定かではないが、昭和 46 年頃から 47 年頃にA市にあったB社に運転手として勤務した。同僚の記憶や給料から厚生年金保険料の控除があったか否かの記憶は無いが、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地や業務内容について詳細に記憶しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主や同僚から申立人の勤務状況についての証言は得られず、申立人が同社に勤務していた期間及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、同社が加入していたC厚生年金基金においても申立人の申立期間の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無く、申立期間のうち昭和 46 年 4 月から 47 年 2 月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 666

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 1 日から平成 9 年 5 月 1 日まで

私は、平成 10 年 10 月に労働者災害補償保険の認定を受けた。その際の労働局の調査により、標準報酬月額が 44 万円であると認定された。これを受けて、私が社会保険事務所（当時）に申出を行い、平成 11 年 5 月 19 日に総合調査が実施され、同年 7 月 1 日に、標準報酬月額の記録が訂正されている。

申立期間においても、A社は、厚生年金保険料の納付額の負担を軽減するために、私の年金受給額が不当に低くされてしまった。申立期間の標準報酬月額について訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社は、申立期間当時、厚生年金保険料の負担を軽減するため、私の年金受給額が不当に低くされてしまった。」旨を述べており、当時の事業主も「申立期間当時、従業員の手取り額を増加させるために、会社が社会保険料を全額負担し、社会保険事務所には、諸手当と基本給のみを報酬月額として届出を行っていた。」としている。

また、同僚のうちの一人が所持する申立期間当時のものとみられる給与明細書（平成 8 年 10 月分）を見ると、社会保険料についての記載はあるものの、かっこ書きとされ、当該社会保険料については、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から同年4月30日まで

私は、昭和28年3月1日にA社に入社しB所C課に配属になった。しかし、年金記録を確認すると資格取得日が同年5月1日となっている。会社が発行した在籍証明書には同年3月1日入社となっているので記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA社B所に勤務していたことは、事業所から提出された在籍証明書により確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、A社B所は昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると申立人の番号は昭和28年6月15日に払い出されており、同じ日に払い出された被保険者の資格取得日も当該事業所の新規適用日と一致している。

さらに、当該事業所に対し、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚に申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、照会したが申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

加えて、当該事業所が加入していた健康保険組合から提出された被保険者索引簿には申立人の資格取得日は昭和28年5月1日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 20 日から 36 年 4 月 20 日まで  
私は、昭和 35 年 8 月 7 日にA社に入社し、36 年 4 月 20 日まで勤務していた。しかし、私の厚生年金保険の加入期間を見ると、35 年 11 月 20 日に被保険者資格を喪失していることに納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 8 月 7 日にA社に入社し、36 年 4 月 20 日まで勤務していたと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時に在籍が確認できる複数の同僚からは、申立人が申立期間に同社に在籍していた旨の証言は得られなかった。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書控えによると、申立人の資格喪失年月日欄には「昭和 35 年 11 月 20 日」と記載されていることから、申立人が申立事業所において同年 11 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄にも、申立人が昭和 35 年 11 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、資格喪失時に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納された旨の表示が確認できるなど、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。